

## 【虐待防止対策推進室関係】

「児童虐待防止対策支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>&lt;改正後全文&gt;                      雇児発第 0502001 号                      平成 17 年 5 月 2 日                      (改正経過)                      雇児発第 0403009 号                      平成 18 年 4 月 3 日                      雇児発第 0330026 号                      平成 19 年 3 月 30 日                      雇児発第 0331014 号                      平成 20 年 3 月 31 日                      雇児発第 0331027 号                      平成 21 年 3 月 31 日                      雇児発 0324 第 7 号                      平成 22 年 3 月 24 日                      雇児発 0514 第 1 号                      平成 24 年 5 月 14 日                      雇児発 0610 第 1 号                      平成 25 年 6 月 10 日                      雇児発 0513 第 8 号                      平成 26 年 5 月 13 日                      雇児発 0615 第 2 号                      平成 27 年 6 月 15 日                      雇児発 0727 第 2 号                      平成 28 年 7 月 27 日                      雇児発 0629 第 13 号                      平成 29 年 6 月 29 日                      子発※※第※※号                      平成 30 年※月※日</p>	<p>&lt;改正後全文&gt;                      雇児発第 0502001 号                      平成 17 年 5 月 2 日                      (改正経過)                      雇児発第 0403009 号                      平成 18 年 4 月 3 日                      雇児発第 0330026 号                      平成 19 年 3 月 30 日                      雇児発第 0331014 号                      平成 20 年 3 月 31 日                      雇児発第 0331027 号                      平成 21 年 3 月 31 日                      雇児発 0324 第 7 号                      平成 22 年 3 月 24 日                      雇児発 0514 第 1 号                      平成 24 年 5 月 14 日                      雇児発 0610 第 1 号                      平成 25 年 6 月 10 日                      雇児発 0513 第 8 号                      平成 26 年 5 月 13 日                      雇児発 0615 第 2 号                      平成 27 年 6 月 15 日                      雇児発 0727 第 2 号                      平成 28 年 7 月 27 日                      雇児発 0629 第 13 号                      平成 29 年 6 月 29 日</p>

新	旧
<p>都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 殿 各 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童虐待防止対策支援事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を傾わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日児発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」、平成14年1月18日雇児発0118007号本職通知「虐待思春期問題情報研修センター事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。</p> <p>別紙</p> <p>第1 目的 児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要とな</p>	<p>都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 殿 各 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童虐待防止対策支援事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を傾わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日児発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」、平成14年1月18日雇児発0118007号本職通知「虐待思春期問題情報研修センター事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。</p> <p>別紙</p> <p>第1 目的 児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要とな</p>

るケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができていない状況がある。

また、児童相談所には市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の相談窓口がその機能を充て果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。

さらに、平成28年の児童福祉法改正において、市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことから、子どもやその保護者にとつて最も身近な場所である市町村における福祉に関する支援等を行う体制強化が求められている。

このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、子どもやその安全確認体制の強化、市町村を中心とした在宅支援の強化及び児童虐待の防止に資する広報啓発等を実施するほか、児童虐待に対応する職員等の資質向上等を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

## 第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、第3に定める事業のうち、1（2）⑥（イ及びウを除く。）及び⑦、3（2）①並びに12については、都道府県等及び市町村とし、3（2）

るケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができていない状況がある。

また、児童相談所には市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の相談窓口がその機能を充て果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。

さらに、平成28年の児童福祉法改正において、市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことから、子どもやその保護者にとつて最も身近な場所である市町村における福祉に関する支援等を行う体制強化が求められている。

このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、子どもやその安全確認体制の強化、市町村を中心とした在宅支援の強化及び児童虐待の防止に資する広報啓発等を実施するほか、児童虐待に対応する職員等の資質向上等を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

## 第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、第3に定める事業のうち、1（2）④（イ及びウを除く。）及び⑤、3（2）①並びに12については、都道府県等及び市町村とし、3（2）

②については、都道府県及び指定都市とし、1(2)⑧については、都道府県等、中核市(児童相談所設置市を除く。以下同じ。)及び特別区とし、6については、都道府県等、中核市、施行時特例市及び特別区(以下「市区」という。)とし、7については、指定都市、児童相談所設置市及び市町村とし、13については、指定都市、児童相談所設置市、市(指定都市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。)及び特別区とする。

なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、適切な者又は団体を選定し、事業自体を外部委託することができる。委託する際は、個人情報管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させることに十分留意すること。

第3 事業内容

以下の1～15までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

1 児童虐待防止対策研修事業

(1) 趣旨

児童虐待の早期発見・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定された研修等を実施することにより、児童虐待に携わる職員の資質の向上及び子どもの福祉の向上を図るものである。

(2) 事業の内容

① 児童福祉司任用前講習会等

ア 都道府県等は、児童福祉法第13条第3項第5号又は児童福祉法施行規則第6条第11号若しくは同条第12号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、児童福祉法第13条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(以下「児童福祉司任用前講習会」

②については、都道府県及び指定都市とし、1(2)⑥については、都道府県等、中核市(児童相談所設置市を除く。以下同じ。)及び特別区とし、6については、中核市、施行時特例市及び特別区(以下「市区」という。)とし、7については、指定都市、児童相談所設置市及び市町村とし、13については、指定都市、児童相談所設置市、市(指定都市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。)及び特別区とする。

なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、適切な者又は団体を選定し、事業自体を外部委託することができる。委託する際は、個人情報の管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させることに十分留意すること。

第3 事業内容

以下の1～15までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

1 児童虐待防止対策研修事業

(1) 趣旨

児童虐待の早期発見・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定された研修等を実施することにより、児童虐待に携わる職員の資質の向上及び子どもの福祉の向上を図るものである。

(2) 事業の内容

① 児童福祉司任用前講習会等

ア 都道府県等は、児童福祉法第13条第3項第5号又は児童福祉法施行規則第6条第11号若しくは同条第12号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、児童福祉法第13条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(以下「児童福祉司任用前講習会」

という。)を実施する。

イ 都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号まで及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(指定講習会)(以下「厚生労働大臣が定める講習会」という。)を実施する。

② 児童福祉司任用後研修  
 都道府県等は、児童福祉司を対象として、児童福祉法第13条第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(③に掲げる研修を除く。以下「児童福祉司任用後研修」という。)を実施する。

③ 児童福祉司スーパーバイザー研修  
都道府県等は、児童福祉司スーパーバイザー(児童福祉法第13条第5項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司)を対象として、児童福祉法第13条第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(②に掲げる研修を除く。以下「児童福祉司スーパーバイザー研修」という。)を実施する。

④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修  
 都道府県等は、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)に配置される調整担当者を対象として、児童福祉法第25条の2第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(以下「調整担当者研修」という。)を実施する。

⑤ 児童相談所長研修  
都道府県等は、児童相談所長を対象として、児童福祉法第12条の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(以下「児童相談所長研修」という。)を実施する。

という。)を実施する。

イ 都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号まで及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(指定講習会)(以下「厚生労働大臣が定める講習会」という。)を実施する。

② 児童福祉司任用後研修  
 都道府県等は、児童福祉司を対象として、児童福祉法第13条第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(以下「児童福祉司任用後研修」という。)を実施する。

③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修  
 都道府県等は、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)に配置される調整担当者を対象として、児童福祉法第25条の2第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(以下「調整担当者研修」という。)を実施する。

<p>⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業 ア 協力体制整備 (ア) 都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」という。）の子どもの保護・育成に熟意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。 (イ) 都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。 イ 専門家の養成等 都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士等のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン（以下「マニュアル等」という。）を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。 ウ 未成年後見制度研修 未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見制度等の研修を実施する。 ⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 ア 都道府県等又は市町村は、①～⑤に規定する研修のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施する。 イ 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等（①及び⑤）に規定する研修を含む。）への参加を促進する。</p>	<p>④ 虐待対応関係機関専門性強化事業 ア 協力体制整備 (ア) 都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」という。）の子どもの保護・育成に熟意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。 (イ) 都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。 イ 専門家の養成等 都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士等のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン（以下「マニュアル等」という。）を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。 ウ 未成年後見制度研修 未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見制度等の研修を実施する。 ⑤ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 ア 都道府県等又は市町村は、①～③に規定する研修のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施する。 イ 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等（①及び③）に規定する研修を含む。）への参加を促進する。</p>
---	---

⑧ 医療機関従事者研修  
都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医療機関の医師、医療ソーシャルワーカー等を対象として、児童虐待に関する研修を実施する。

⑨ 研修専任コーディネーターの配置  
研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。

(3) 実施方法

① 児童福祉司任用前講習会等  
ア 児童福祉司任用前講習会  
児童福祉司任用前講習会は、「児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会」(平成29年厚生労働省告示第130号)及び「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成29年3月31日付雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「児童福祉司等の研修等の実施について」という。)で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2)①アに規定する者以外の者が受講することも可能である。特に、児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。

イ 厚生労働大臣が定める講習会

⑥ 医療機関従事者研修  
都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医療機関の医師、医療ソーシャルワーカー等を対象として、児童虐待に関する研修を実施する。

⑦ 研修専任コーディネーターの配置  
研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。

(3) 実施方法

① 児童福祉司任用前講習会等  
ア 児童福祉司任用前講習会  
児童福祉司任用前講習会は、「児童福祉法第二三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会」(平成29年厚生労働省告示第130号)及び「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成29年3月31日付雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「児童福祉司等の研修等の実施について」という。)で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2)①アに規定する者以外の者が受講することも可能である。特に、児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。

イ 厚生労働大臣が定める講習会

厚生労働大臣が定める講習会は、「児童福祉法施行規則第六条第六号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成17年厚生労働省告示第42号）で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、市町村の職員も受講可能であることから、講習会の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村子ども家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。

ウ 留意事項

児童福祉司任用前講習会及び厚生労働大臣が定める講習会の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

② 児童福祉司任用後研修

児童福祉司任用後研修は、「児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年厚生労働省告示第130号）及び「児童福祉司等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2)②に規定する者以外の者が受講することも可能であること。

③ 児童福祉司スーパーバイザー研修

児童福祉司スーパーバイザー研修は、「児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年厚生労働省告示第130号）及び「児童福祉司等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員の専門性の向上を図るため、(2)

厚生労働大臣が定める講習会は、「児童福祉法施行規則第六条第六号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成17年厚生労働省告示第42号）で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、市町村の職員も受講可能であることから、講習会の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村子ども家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。

ウ 留意事項

児童福祉司任用前講習会及び厚生労働大臣が定める講習会の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

② 児童福祉司任用後研修

児童福祉司任用後研修は、「児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年厚生労働省告示第130号）及び「児童福祉司等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2)②に規定する者以外の者が受講することも可能であること。

③に規定する者以外の者が受講することも可能であること。

④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修  
調整担当者研修は、「児童福祉法第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年厚生労働省告示第132号）及び「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2) ③に規定する者以外の者が受講することも可能であること。

⑤ 児童相談所長研修

児童相談所長研修は、「児童福祉法第十二の三第三項の厚生労働大臣が定める基準」（平成17年厚生労働省告示43号）で示されている内容に沿って実施されるものであること。

⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業

ア 協力体制整備

(ア) 児童虐待等に関する専門研修

a 児童相談所長は、研修を企画・実施すること。  
b 児童相談所長及び市町村長は、主任児童委員等に  
対し、児童虐待に関する各種研修等に参加させること。

c 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮すること。

d 児童相談所長は、講師の選定に当たって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。

e 児童相談所長は、市町村長からの推薦により、研

③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修

調整担当者研修は、「児童福祉法第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年厚生労働省告示第132号）及び「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2) ③に規定する者以外の者が受講することも可能であること。

④ 虐待対応関係機関専門性強化事業

ア 協力体制整備

(ア) 児童虐待等に関する専門研修

a 児童相談所長は、研修を企画・実施すること。  
b 児童相談所長及び市町村長は、主任児童委員等に  
対し、児童虐待に関する各種研修等に参加させること。

c 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮すること。

d 児童相談所長は、講師の選定に当たって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。

e 児童相談所長は、市町村長からの推薦により、研

新	旧
<p>修受講者の受付を行い、参加を決定した場合には市町村長を通じ通知するものとする。なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けること。</p> <p>(イ) 人材の登録</p> <p>a 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備すること。</p> <p>b 児童相談所長は、地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに、市町村の広報等により住民に周知を図ること。</p> <p>c 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図ること。</p> <p>d 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市町村の児童福祉担当者が出席すること。</p> <p>イ 専門家の養成等</p> <p>(ア) 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。</p> <p>(イ) マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定に当たっては、相談実務に精通した者等を含むこと。</p> <p>(ウ) 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。</p> <p>(エ) マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。</p> <p>ウ 未成年後見制度研修</p>	<p>修受講者の受付を行い、参加を決定した場合には市町村長を通じ通知するものとする。なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けること。</p> <p>(イ) 人材の登録</p> <p>a 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備すること。</p> <p>b 児童相談所長は、地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに、市町村の広報等により住民に周知を図ること。</p> <p>c 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図ること。</p> <p>d 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市町村の児童福祉担当者が出席すること。</p> <p>イ 専門家の養成等</p> <p>(ア) 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。</p> <p>(イ) マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定に当たっては、相談実務に精通した者等を含むこと。</p> <p>(ウ) 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。</p> <p>(エ) マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。</p> <p>ウ 未成年後見制度研修</p>

<p>(ア) 児童相談所長は、研修を企画し、実施すること。</p> <p>(イ) 児童相談所長は、講師の選定に当たって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。</p> <p>⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 ア 実施基準</p> <p>(ア) 講義、演習、ロールプレイ等により効果的に行うこと。</p> <p>(イ) 研修期間は、本研修が専門職としての資質の向上を図るためのものであることに留意して適切に定めること。</p> <p>イ 研修の内容</p> <p>(ア) 研修の内容には、(2)④イのマニュアル等や医療機関等の関係機関との連携等に関する内容を含めること。</p> <p>(イ) 児童福祉司等の新任時の研修の内容は、「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成24年2月23日付雇児総発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)で示されている内容に沿ったものであること。</p> <p>⑧ 医療機関従事者研修</p> <p>ア 地域の医療機関における医師、歯科医師、看護師等の医療従事者を対象として、児童虐待等に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えらるることも、地域の児童虐待対応力の向上を図ること。</p> <p>イ 都道府県等、中核市又は特別区は、総合病院に限らず診療所や歯科診療所等に対しても研修を実施すること。</p> <p>ウ 研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等幅広い診療科の医師等を対象とすること。</p>	<p>(ア) 児童相談所長は、研修を企画し、実施すること。</p> <p>(イ) 児童相談所長は、講師の選定に当たって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。</p> <p>⑤ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 ア 実施基準</p> <p>(ア) 講義、演習、ロールプレイ等により効果的に行うこと。</p> <p>(イ) 研修期間は、本研修が専門職としての資質の向上を図るためのものであることに留意して適切に定めること。</p> <p>イ 研修の内容</p> <p>(ア) 研修の内容には、(2)④イのマニュアル等や医療機関等の関係機関との連携等に関する内容を含めること。</p> <p>(イ) 児童福祉司等の新任時の研修の内容は、「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成24年2月23日付雇児総発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)で示されている内容に沿ったものであること。</p> <p>⑥ 医療機関従事者研修</p> <p>ア 地域の医療機関における医師、歯科医師、看護師等の医療従事者を対象として、児童虐待等に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えらるることも、地域の児童虐待対応力の向上を図ること。</p> <p>イ 都道府県等、中核市又は特別区は、総合病院に限らず診療所や歯科診療所等に対しても研修を実施すること。</p> <p>ウ 研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等幅広い診療科の医師等を対象とすること。</p>
---	---

<p>エ 研修の講師は、児童相談所や市町村において児童虐待対応を行っている職員等の児童虐待対策の幅広い知識を有している者を充てること。</p> <p>⑨ 研修専任コーディネーターの配置</p> <p>ア 都道府県等において、非常勤の研修専任コーディネーターを配置し、研修等を円滑に実施する体制を確保すること。</p> <p>イ 研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を実施するための事務全般を行うこと。</p> <p>ウ 研修専任コーディネーターは、イの事務を適切に行うことができる者であること。</p> <p>エ 都道府県等は、研修専任コーディネーターの配置に代えて、研修専任コーディネーターが行う事務全般を適切な団体に委託することができること。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>ア 「児童福祉司等の研修等の実施について」10(6)に定める市又は区が実施する児童福祉司任用講習会又は厚生労働大臣が定める講習会については、(2)①に掲げる事業の対象となるものであること。</p> <p>イ (2)⑥～⑧に掲げる事業については、地域の実情に応じ、合わせて実施することができる。</p> <p>ウ (2)①～⑤に掲げる事業については、他の都道府県等が開催した研修等を受講する場合にも補助の対象とすることができる。</p> <p>2 保護者指導・カウンセリング強化事業 (1) 趣旨</p>
---

<p>エ 研修の講師は、児童相談所や市町村において児童虐待対応を行っている職員等の児童虐待対策の幅広い知識を有している者を充てること。</p> <p>⑦ 研修専任コーディネーターの配置</p> <p>ア 都道府県等において、非常勤の研修専任コーディネーターを配置し、研修等を円滑に実施する体制を確保すること。</p> <p>イ 研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を実施するための事務全般を行うこと。</p> <p>ウ 研修専任コーディネーターは、イの事務を適切に行うことができる者であること。</p> <p>エ 都道府県等は、研修専任コーディネーターの配置に代えて、研修専任コーディネーターが行う事務全般を適切な団体に委託することができること。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>ア 「児童福祉司等の研修等の実施について」10(6)に定める市又は区が実施する児童福祉司任用講習会又は厚生労働大臣が定める講習会については、(2)①に掲げる事業の対象となるものであること。</p> <p>イ (2)④～⑥に掲げる事業については、地域の実情に応じ、合わせて実施することができる。</p> <p>ウ (2)①～③に掲げる事業については、他の都道府県等が開催した研修等を受講する場合にも補助の対象とすることができる。</p> <p>2 保護者指導・カウンセリング強化事業 (1) 趣旨</p>
---

児童虐待への児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、親子関係の再構築を目指した積極的な子どもや保護者に対する指導が求められている。

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われているため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うことにより、虐待の再発防止及び子どもの福祉の向上に資するものである。

(2) 事業内容

以下の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）

① 保護者指導支援カウンセリング事業

児童相談所に、児童福祉司と連携して継続的な保護者指導を行う児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者（以下「保護者指導支援員」という。）を配置し、児童虐待問題に関して熟意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭復帰への取組の強化を図る。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

② 家族療法事業

本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子ども

児童虐待への児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、親子関係の再構築を目指した積極的な子どもや保護者に対する指導が求められている。

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われているため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うことにより、虐待の再発防止及び子どもの福祉の向上に資するものである。

(2) 事業内容

以下の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）

① 保護者指導支援カウンセリング事業

児童相談所に、児童福祉司と連携して継続的な保護者指導を行う児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者（以下「保護者指導支援員」という。）を配置し、児童虐待問題に関して熟意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭復帰への取組の強化を図る。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

② 家族療法事業

本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子ども

もや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行う。

③ ファミリーグループカンファレンス事業

保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供する。

④ 宿泊型事業

一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等しながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。

(3) 実施方法

① 保護者指導支援カウンセリング事業

ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うこと。

イ 施設入所等の措置や一時保護の解除後において、保護者等に対し、子どもへの接し方の助言やカウンセリングを行うこと。また、子どもの家庭復帰した家庭への定期的な連絡・訪問、相談支援を行うこと。

ウ 保護者への指導を強化する観点から、保護者指導支援員については、常に児童相談所に配置するよう努めること。

もや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行う。

③ ファミリーグループカンファレンス事業

保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供する。

④ 宿泊型事業

一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等しながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。

(3) 実施方法

① 保護者指導支援カウンセリング事業

ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うこと。

イ 施設入所等の措置や一時保護の解除後において、保護者等に対し、子どもへの接し方の助言やカウンセリングを行うこと。また、子どもの家庭復帰した家庭への定期的な連絡・訪問、相談支援を行うこと。

ウ 保護者への指導を強化する観点から、保護者指導支援員については、常に児童相談所に配置するよう努めること。

<p>エ 保護者指導支援員を確保する社会福祉法人等や、保護者指導支援を行うことができる精神科医療機関、NPO法人等に事業を委託することができる。 オ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。 （ア）児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うこと。 （イ）児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うこと。 （ウ）援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うこと。 カ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこと。</p>	<p>エ 保護者指導支援員を確保する社会福祉法人等や、保護者指導支援を行うことができる精神科医療機関、NPO法人等に事業を委託することができる。 オ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。 （ア）児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うこと。 （イ）児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うこと。 （ウ）援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うこと。 カ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこと。</p>
<p>② 家族療法事業 ア 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。 イ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とすること。 ウ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。 ③ ファミリーグループカンファレンス事業 ア （2）③に掲げるような構成員が、当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことを基本とすること。</p>	<p>② 家族療法事業 ア 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。 イ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とすること。 ウ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。 ③ ファミリーグループカンファレンス事業 ア （2）③に掲げるような構成員が、当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことを基本とすること。</p>

<p>イ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者が集まり、父親同士又は母親同士でグループとなり、父親同士又は母親同士でグループとなり、複数保護者等がピアカウンセリングを実施するなど、複数の保護者等が合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。</p> <p>④ 宿泊型事業</p> <p>ア この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、親子関係の再構築や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族</p> <p>(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族</p> <p>イ 事業内容</p> <p>個々のケースに応じて次のような事業を実施する。</p> <p>(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練</p> <p>(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ協議</p> <p>(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り</p> <p>(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言</p> <p>ウ その他</p> <p>宿泊期間は個々のケースに応じて設定することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。</p>	<p>イ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者が集まり、父親同士又は母親同士でグループとなり、複数保護者等がピアカウンセリングを実施するなど、複数の保護者等が合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。</p> <p>④ 宿泊型事業</p> <p>ア この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、親子関係の再構築や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族</p> <p>(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族</p> <p>イ 事業内容</p> <p>個々のケースに応じて次のような事業を実施する。</p> <p>(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練</p> <p>(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ協議</p> <p>(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り</p> <p>(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言</p> <p>ウ その他</p> <p>宿泊期間は個々のケースに応じて設定することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。</p>	<p>イ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者が集まり、父親同士又は母親同士でグループとなり、複数保護者等がピアカウンセリングを実施するなど、複数の保護者等が合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。</p> <p>④ 宿泊型事業</p> <p>ア この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、親子関係の再構築や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族</p> <p>(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族</p> <p>イ 事業内容</p> <p>個々のケースに応じて次のような事業を実施する。</p> <p>(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練</p> <p>(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ協議</p> <p>(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り</p> <p>(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言</p> <p>ウ その他</p> <p>宿泊期間は個々のケースに応じて設定することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。</p>
--	---	---

<p>(4) 留意事項</p> <p>① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要であるため、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。</p> <p>② 本事業を実施するに際し、個人情報保護には十分留意すること。</p> <p>③ 本事業を実施するに当たり、児童相談所の正規職員を充てる場合や、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>④ 子ども、保護者の状況に応じた保護者指導を実施するため、(2) ②～④に掲げる事業以外の特定のプログラムに基づき保護者指導についても、本事業の対象とする。</p>	<p>(4) 留意事項</p> <p>① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要であるため、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。</p> <p>② 本事業を実施するに際し、個人情報保護には十分留意すること。</p> <p>③ 本事業を実施するに当たり、児童相談所の正規職員を充てる場合や、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>④ 子ども、保護者の状況に応じた保護者指導を実施するため、(2) ②～④に掲げる事業以外の特定のプログラムに基づき保護者指導についても、本事業の対象とする。</p>
<p>3 医療的機能強化等事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。</p> <p>また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分だったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>以下の事業を選択し、実施する（複数実施も可能とする。）。</p>	<p>3 医療的機能強化等事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。</p> <p>また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分だったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>以下の事業を選択し、実施する（複数実施も可能とする。）。</p>

<p>① 医療的機能強化事業</p> <p>ア 対象者 児童相談所又は市町村で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む。）及び保護者で、児童相談所長又は市町村長が心身の治療の必要性等について協力医療機関からの専門的技術的助言を要すると判断した者とする。</p> <p>イ 実施方法 （ア）都道府県等又は市町村は、地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可。）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。</p> <p>（イ）協力医療機関は、対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。</p> <p>② 児童虐待防止医療ネットワーク事業 都道府県及び指定都市は、アからエまでに掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>ア 児童虐待専門コーディネーターの配置 都道府県及び指定都市の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。</p> <p>イ 児童虐待対応に関する相談への助言等 地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対し助言する。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供する。</p> <p>ウ 児童虐待対応向上のための教育研修 地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。</p>	<p>① 医療的機能強化事業</p> <p>ア 対象者 児童相談所又は市町村で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む。）及び保護者で、児童相談所長又は市町村長が心身の治療の必要性等について協力医療機関からの専門的技術的助言を要すると判断した者とする。</p> <p>イ 実施方法 （ア）都道府県等又は市町村は、地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可。）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。</p> <p>（イ）協力医療機関は、対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。</p> <p>② 児童虐待防止医療ネットワーク事業 都道府県及び指定都市は、アからエまでに掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>ア 児童虐待専門コーディネーターの配置 都道府県及び指定都市の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。</p> <p>イ 児童虐待対応に関する相談への助言等 地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対し助言する。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供する。</p> <p>ウ 児童虐待対応向上のための教育研修 地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。</p>	<p>① 医療的機能強化事業</p> <p>ア 対象者 児童相談所又は市町村で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む。）及び保護者で、児童相談所長又は市町村長が心身の治療の必要性等について協力医療機関からの専門的技術的助言を要すると判断した者とする。</p> <p>イ 実施方法 （ア）都道府県等又は市町村は、地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可。）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。</p> <p>（イ）協力医療機関は、対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。</p> <p>② 児童虐待防止医療ネットワーク事業 都道府県及び指定都市は、アからエまでに掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>ア 児童虐待専門コーディネーターの配置 都道府県及び指定都市の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。</p> <p>イ 児童虐待対応に関する相談への助言等 地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対し助言する。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供する。</p> <p>ウ 児童虐待対応向上のための教育研修 地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。</p>	<p>① 医療的機能強化事業</p> <p>ア 対象者 児童相談所又は市町村で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む。）及び保護者で、児童相談所長又は市町村長が心身の治療の必要性等について協力医療機関からの専門的技術的助言を要すると判断した者とする。</p> <p>イ 実施方法 （ア）都道府県等又は市町村は、地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可。）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。</p> <p>（イ）協力医療機関は、対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。</p> <p>② 児童虐待防止医療ネットワーク事業 都道府県及び指定都市は、アからエまでに掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>ア 児童虐待専門コーディネーターの配置 都道府県及び指定都市の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。</p> <p>イ 児童虐待対応に関する相談への助言等 地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対し助言する。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供する。</p> <p>ウ 児童虐待対応向上のための教育研修 地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。</p>
---	---	---	---

<p>エ 拠点病院における児童虐待対応体制の整備 児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成する。</p> <p>4 法的対応機能強化事業 (1) 趣旨 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けるとや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容 ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。 ② 児童福祉法第12条第3項の趣旨を踏まえ、弁護士の配置を促進し、常に児童相談所に配置することが望ましい。 ③ 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。 イ 法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うこと。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。</p>	<p>エ 拠点病院における児童虐待対応体制の整備 児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成する。</p> <p>4 法的対応機能強化事業 (1) 趣旨 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けるとや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容 ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。 ② 児童福祉法第12条第3項の趣旨を踏まえ、弁護士の配置を促進し、常に児童相談所に配置することが望ましい。 ③ 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。 イ 法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うこと。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。</p>
--	--

<p>5 児童相談所体制整備事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>② 市町村との連携強化事業 児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実に実をを図る。</p> <p>③ 24時間・365日体制強化事業 夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対応して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員（以下、児童相談所の開所時間外に対応するのは「24時間体制対応協力員」、祝休日に対応するのは「365日体制対応協力員」という。）を配置する。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p>	<p>5 児童相談所体制整備事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>② 市町村との連携強化事業 児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実に実をを図る。</p> <p>③ 24時間・365日体制強化事業 夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対応して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員（以下、児童相談所の開所時間外に対応するのは「24時間体制対応協力員」、祝休日に対応するのは「365日体制対応協力員」という。）を配置する。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p>
--	--

<p>ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行う。</p> <p>イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図る。</p> <p>ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会、10の「評価・検証委員会」等を開催するに当たり、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>② 市町村との連携強化事業 都道府県等は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p> <p>ア 児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OBや保健師OB等を児童相談所等に配置し、年間を通じて市町村に派遣・巡回させ、市町村職員とチームを組んで家庭訪問や面接指導等に取り組み、援助技術等の提供を行う。</p> <p>イ 市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組に関する支援等を実施する。</p>	<p>ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行う。</p> <p>イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図る。</p> <p>ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会、10の「評価・検証委員会」等を開催するに当たり、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>② 市町村との連携強化事業 都道府県等は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p> <p>ア 児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OBや保健師OB等を児童相談所等に配置し、年間を通じて市町村に派遣・巡回させ、市町村職員とチームを組んで家庭訪問や面接指導等に取り組み、援助技術等の提供を行う。</p> <p>イ 市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組に関する支援等を実施する。</p>
---	---

<p>③ 24時間・365日体制強化事業</p> <p>ア 「24時間体制強化」については、各児童相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる通告・相談に対応する24時間体制対応協力を時間外に配置する。</p> <p>イ 「365日体制強化」については、各児童相談所が閉所している祝休日に行われる通告・相談に対応する365日体制対応協力を祝休日に配置する。</p> <p>ウ アに掲げる時間帯またはイに掲げる祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合に、その代替として平日の開所時間に24時間体制対応協力員又は365日体制対応協力員を配置する場合の体制強化についても対象とする。</p> <p>エ 24時間体制対応協力員及び365日体制対応協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。</p> <p>(ア) 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者</p> <p>(イ) 教員として従事した経験を有する者</p> <p>(ウ) 児童福祉司として従事した経験を有する者</p> <p>(エ) 児童心理司として従事した経験を有する者</p> <p>(オ) 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 保育士として子ども及び保護者の指導に従事した経験を有する者</p> <p>(キ) 児童福祉事業に熟意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>オ 留意事項</p> <p>(ア) 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。</p> <p>(イ) 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する</p>	<p>③ 24時間・365日体制強化事業</p> <p>ア 「24時間体制強化」については、各児童相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる通告・相談に対応する24時間体制対応協力を時間外に配置する。</p> <p>イ 「365日体制強化」については、各児童相談所が閉所している祝休日に行われる通告・相談に対応する365日体制対応協力を祝休日に配置する。</p> <p>ウ アに掲げる時間帯またはイに掲げる祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合に、その代替として平日の開所時間に24時間体制対応協力員又は365日体制対応協力員を配置する場合の体制強化についても対象とする。</p> <p>エ 24時間体制対応協力員及び365日体制対応協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。</p> <p>(ア) 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者</p> <p>(イ) 教員として従事した経験を有する者</p> <p>(ウ) 児童福祉司として従事した経験を有する者</p> <p>(エ) 児童心理司として従事した経験を有する者</p> <p>(オ) 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 保育士として子ども及び保護者の指導に従事した経験を有する者</p> <p>(キ) 児童福祉事業に熟意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>オ 留意事項</p> <p>(ア) 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。</p> <p>(イ) 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する</p>
---	---

新	旧
<p>秘密を守らなければならないこと。</p> <p>(ウ) 相談業務自体を外部委託する場合には、エに掲げる要件に鑑み、その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体に委託すること。</p> <p>(エ) 虐待対応における初動の重要性に鑑み、各都道府県等は夜間・休日の体制整備の一層の充実に努めること。</p> <p>6 児童相談所設置促進事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。</p> <p>これに伴い、児童相談所の設置を目指す市区に対し、設置準備に係る費用を補助することにより、児童相談所の設置を促すものである。</p> <p>また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、<u>都道府県等から市区への職員派遣への支援を行う。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p>市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p> <p>① 設置準備に伴う事務手続等 児童相談所の設置準備に伴う事務手続等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。</p> <p>② 研修等職員派遣</p>	<p>秘密を守らなければならないこと。</p> <p>(ウ) 相談業務自体を外部委託する場合には、エに掲げる要件に鑑み、その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体に委託すること。</p> <p>(エ) 虐待対応における初動の重要性に鑑み、各都道府県等は夜間・休日の体制整備の一層の充実に努めること。</p> <p>6 児童相談所設置促進事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。</p> <p>これに伴い、児童相談所の設置を目指す市区に対し、設置準備に係る費用を補助することにより、児童相談所の設置を促すものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p> <p>① 設置準備に伴う事務手続等 児童相談所の設置準備に伴う事務手続等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。</p> <p>② 研修等職員派遣</p>

新	旧
<p>児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員等の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。</p> <p>イ 都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた都道府県等職員の派遣を行い、当該職員等の代替として業務を行う非常勤の代替職員（以下「都道府県等代替職員」という。）を配置する。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① 設置準備対応職員は、児童相談所を設置するまでの間に、設置準備に伴う事務手続、関係機関との連絡・調整、地域住民への説明会の準備等の事務を担うこと。</p> <p>② 研修等代替職員は、職員を研修等に派遣している間の他、児童相談所の視察や児童相談所設置に向けた会議等に出席している間にも配置することができる。</p> <p>③ 都道府県等代替職員は、市区に対して職員を派遣している間において、児童や保護者への支援その他児童相談所のケースワークに関する業務等を行うこと。</p> <p>7 市町村相談体制整備事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>平成 28 年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが責務として明確化されたところである。</p> <p>これを踏まえ、市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図るものである。</p>	<p>児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員等の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① 設置準備対応職員は、児童相談所を設置するまでの間に、設置準備に伴う事務手続、関係機関との連絡・調整、地域住民への説明会の準備等の事務を担うこと。</p> <p>② 研修等代替職員は、職員を研修等に派遣している間の他、児童相談所の視察や児童相談所設置に向けた会議等に出席している間にも配置することができる。</p> <p>7 市町村相談体制整備事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>平成 28 年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが責務として明確化されたところである。</p> <p>これを踏まえ、市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図るものである。</p>

<p>(2) 事業内容</p> <p>① 市町村スーパーバイズ事業 市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業 ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。 イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。</p> <p>③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業 児童福祉法第10条の2に規定する児童等に対する必要な支援を行うための拠点（以下「支援拠点」という。）を運営する。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① 市町村スーパーバイズ事業 スーパーバイザーの役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア 要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とした支援業務（危機判断とその対応（情報源からの聞き取り、安全確認、危機判断、危機対応）及び支援（調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等））に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。 イ 児童福祉法第26条第1項第2号等に基づき、都道</p>	<p>(2) 事業内容</p> <p>① 市町村スーパーバイズ事業 市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業 ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。 イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。</p> <p>③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業 児童福祉法第10条の2に規定する児童等に対する必要な支援を行うための拠点（以下「支援拠点」という。）を運営する。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① 市町村スーパーバイズ事業 スーパーバイザーの役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア 要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とした支援業務（危機判断とその対応（情報源からの聞き取り、安全確認、危機判断、危機対応）及び支援（調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等））に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。 イ 児童福祉法第26条第1項第2号等に基づき、都道</p>
---	---

府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

ウ その他、必要と認められる場合に専門的技術的助言・指導等を行う。

② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業  
ア 要保護児童対策地域協議会に関する総括（協議事項や参加機関の決定等の開催に向けた準備、議事運営、議事録の作成、資料の保管等）、支援の実施状況の進行管理（関係機関等による支援の実施状況の把握、市町村内における全ての虐待ケースについての進行管理台帳の作成等）及び関係機関との連絡調整を行う。

イ 虐待対応強化支援員又は心理担当職員の役割は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。  
（ア）虐待対応強化支援員  
虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援等に対する助言等を行う。

（イ）心理担当職員  
心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア等に対する助言等を行う。

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業  
「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号。以下「支援拠点設置運営要綱」という。）に基づき支援拠点を運営するものとする。  
なお、支援拠点設置運営要綱6の（3）ただし書きのとおり、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式

府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

ウ その他、必要と認められる場合に専門的技術的助言・指導等を行う。

② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業  
ア 要保護児童対策地域協議会に関する総括（協議事項や参加機関の決定等の開催に向けた準備、議事運営、議事録の作成、資料の保管等）、支援の実施状況の進行管理（関係機関等による支援の実施状況の把握、市町村内における全ての虐待ケースについての進行管理台帳の作成等）及び関係機関との連絡調整を行う。

イ 虐待対応強化支援員又は心理担当職員の役割は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。  
（ア）虐待対応強化支援員  
虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援等に対する助言等を行う。

（イ）心理担当職員  
心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア等に対する助言等を行う。

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業  
「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号。以下「支援拠点設置運営要綱」という。）に基づき支援拠点を運営するものとする。  
なお、支援拠点設置運営要綱6の（3）ただし書きのとおり、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式

(支援拠点設置運営要綱別紙の2参照)で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乘せしめて配置する必要があることに留意すること。  
また、最低配置人員を超えて虐待対応専門員を配置した場合は、人数分の補助基準額を加算(上限5人まで)することができ。

(支援拠点設置運営要綱別紙の2参照)で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乘せしめて配置する必要があることに留意すること。  
また、最低配置人員を超えて虐待対応専門員を配置した場合は、人数分の補助基準額を加算(上限5人まで)することができ。

8 一時保護機能強化事業

(1) 趣旨

一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもを同一の空間において援助する混合での援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもへの教育の保障の問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。

このため、都道府県等は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力を配置し、的確な心身の状態把握・評価(アセスメント)を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

次のいずれかの一時保護対応協力を配置する。

- ① 学習指導協力員  
保護している子ども個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行うものとする。
- ② 障害等援助協力員  
疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対

8 一時保護機能強化事業

(1) 趣旨

一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもを同一の空間において援助する混合での援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもへの教育の保障の問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。

このため、都道府県等は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力を配置し、的確な心身の状態把握・評価(アセスメント)を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

次のいずれかの一時保護対応協力を配置する。

- ① 学習指導協力員  
保護している子ども個々の学力に応じた学習指導を行うものとする。
- ② 障害等援助協力員  
疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対

応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。

③ トラブル対応協力員  
 混合での援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。

④ 専門的ケア対応協力員  
 保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行うものとする。

⑤ 一時保護委託付添協力員  
 児童養護施設や医療機関等へ一時保護委託を行う場合や、一時保護所又は一時保護委託した児童養護施設等から学校に通う場合の付添を行うものとする。

⑥ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）  
 個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行うものとする。

(3) 実施方法  
 一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、(2)の業務を行うものとする。また、必要に応じ一時保護委託先に派遣することもできる。

(4) 留意事項  
 ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。

② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。

応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。

③ トラブル対応協力員  
 混合での援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。

④ 専門的ケア対応協力員  
 保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行うものとする。

⑤ 一時保護委託付添協力員  
 児童養護施設や医療機関等へ一時保護委託を行う場合や、一時保護所又は一時保護委託した児童養護施設等から学校に通う場合の付添を行うものとする。

⑥ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）  
 個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行うものとする。

(3) 実施方法  
 一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、(2)の業務を行うものとする。また、必要に応じ一時保護委託先に派遣することもできる。

(4) 留意事項  
 ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。

② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。

<p>③ (2) ①の学習指導協力が行う学習指導については、子どもの学齢等を考慮した対応に努めること。</p> <p>9 官・民連携強化事業 (1) 趣旨 都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行うものとする。</p> <p>(2) 事業内容 ① 民間団体委託推進事業 都道府県等は、児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。</p> <p>② 民間団体活動推進事業 都道府県等は、民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。</p> <p>③ 民間団体育成事業 都道府県等は、児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができ民間団体を育成するため、以下の取組を実施する。 ア 民間団体へのアドバイザーの派遣 イ 先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練 ウ その他民間団体の育成に資する取組</p>	<p>③ (2) ①の学習指導協力が行う学習指導については、子どもの学齢等を考慮した対応に努めること。</p> <p>9 官・民連携強化事業 (1) 趣旨 都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行うものとする。</p> <p>(2) 事業内容 ① 民間団体委託推進事業 都道府県等は、児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。</p> <p>② 民間団体活動推進事業 都道府県等は、民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。</p> <p>③ 民間団体育成事業 都道府県等は、児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができ民間団体を育成するため、以下の取組を実施する。 ア 民間団体へのアドバイザーの派遣 イ 先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練 ウ その他民間団体の育成に資する取組</p>
--	--

<p>10 評価・検証委員会設置促進事業</p> <p>(1) 趣旨 児童相談所の適切な運営を確保するため、外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うとともに、検証が有効と思われる事例の発生時においても評価と助言等を行うものである。</p> <p>(2) 構成員 委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日雇児総発第0314002号）（以下「検証通知」という。）の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員、調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。</p> <p>(3) 事業内容 検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。</p> <p>① 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成</p> <p>② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成</p> <p>③ ①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施</p> <p>④ ③に基づく報告書の作成、公表</p> <p>(4) 留意事項 本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を実施するものであることから、委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工夫をされたい。</p>	<p>10 評価・検証委員会設置促進事業</p> <p>(1) 趣旨 児童相談所の適切な運営を確保するため、外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うとともに、検証が有効と思われる事例の発生時においても評価と助言等を行うものである。</p> <p>(2) 構成員 委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日雇児総発第0314002号）（以下「検証通知」という。）の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員、調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。</p> <p>(3) 事業内容 検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。</p> <p>① 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成</p> <p>② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成</p> <p>③ ①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施</p> <p>④ ③に基づく報告書の作成、公表</p> <p>(4) 留意事項 本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を実施するものであることから、委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工夫をされたい。</p>	<p>10 評価・検証委員会設置促進事業</p> <p>(1) 趣旨 児童相談所の適切な運営を確保するため、外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うとともに、検証が有効と思われる事例の発生時においても評価と助言等を行うものである。</p> <p>(2) 構成員 委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日雇児総発第0314002号）（以下「検証通知」という。）の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員、調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。</p> <p>(3) 事業内容 検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。</p> <p>① 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成</p> <p>② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成</p> <p>③ ①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施</p> <p>④ ③に基づく報告書の作成、公表</p> <p>(4) 留意事項 本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を実施するものであることから、委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工夫をされたい。</p>
---	---	---

<p>1 1 未成年後見人支援事業 (1) 趣旨 未成年後見人は、親権を行う者のいない未成年者の財産管理、契約等の法律行為を行うだけでなく、監護あるいは教育を行う権利義務を負っており、子どもの権利擁護を図る上で重要な役割を担っている。このため、児童相談所長は、親権を行う者がいない子ども等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求を行うとともに、未成年後見人を必要とする子ども等の把握に努めることが重要である。 本事業は、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援すること、未成年後見人の確保を図るとともに、子ども等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>(2) 事業内容 ① 未成年後見人の報酬補助事業（以下「報酬補助事業」という。） 児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任され報酬の付与が認められた者に対して、予算の範囲内で補助する。 ② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（以下「損害賠償保険料補助事業」という。） 児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償の保険料を補助する。なお、損害賠償保険料補助事業の運営主体は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）とする。</p> <p>(3) 共通項目 ① 対象とする未成年後見人 報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる</p>	<p>1 1 未成年後見人支援事業 (1) 趣旨 未成年後見人は、親権を行う者のいない未成年者の財産管理、契約等の法律行為を行うだけでなく、監護あるいは教育を行う権利義務を負っており、子どもの権利擁護を図る上で重要な役割を担っている。このため、児童相談所長は、親権を行う者がいない子ども等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求を行うとともに、未成年後見人を必要とする子ども等の把握に努めることが重要である。 本事業は、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援すること、未成年後見人の確保を図るとともに、子ども等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>(2) 事業内容 ① 未成年後見人の報酬補助事業（以下「報酬補助事業」という。） 児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任され報酬の付与が認められた者に対して、予算の範囲内で補助する。 ② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（以下「損害賠償保険料補助事業」という。） 児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償の保険料を補助する。なお、損害賠償保険料補助事業の運営主体は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）とする。</p> <p>(3) 共通項目 ① 対象とする未成年後見人 報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる</p>	<p>1 1 未成年後見人支援事業 (1) 趣旨 未成年後見人は、親権を行う者のいない未成年者の財産管理、契約等の法律行為を行うだけでなく、監護あるいは教育を行う権利義務を負っており、子どもの権利擁護を図る上で重要な役割を担っている。このため、児童相談所長は、親権を行う者がいない子ども等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求を行うとともに、未成年後見人を必要とする子ども等の把握に努めることが重要である。 本事業は、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援すること、未成年後見人の確保を図るとともに、子ども等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>(2) 事業内容 ① 未成年後見人の報酬補助事業（以下「報酬補助事業」という。） 児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任され報酬の付与が認められた者に対して、予算の範囲内で補助する。 ② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（以下「損害賠償保険料補助事業」という。） 児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償の保険料を補助する。なお、損害賠償保険料補助事業の運営主体は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）とする。</p> <p>(3) 共通項目 ① 対象とする未成年後見人 報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる</p>
---	---	---

未成年後見人は、児童福祉法（以下「法」という。）第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より選任された未成年後見人又は児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人（児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童に係る未成年後見人に限る。）、かつ、次に掲げる事項を全て満たしていること。

ア 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1千万円未満であること  
 イ 被後見人の親族以外の者であること。ただし、被後見人が法第27条第1項第3号の規定により措置されており、当該被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親（以下「児童福祉施設を運営する法人等」という。）が未成年後見人となった場合は対象としない（当該児童福祉施設を運営する法人等について、被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。

② 対象期間等

ア 報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象期間は、原則被後見人が20歳に到達する日の前日までとする。なお、児童相談所長は1年に1回以上被後見人、未成年後見人の状況を確認すること。

イ 児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童とは、以下の要件に該当する児童をいう。

(ア) 児童相談所が把握している児童であること。

(イ) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であること。

未成年後見人は、児童福祉法（以下「法」という。）第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より選任され、かつ、次に掲げる事項を全て満たしていること。

ア 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1千万円未満であること

イ 被後見人の親族以外の者であること。ただし、被後見人が法第27条第1項第3号の規定により措置されており、当該被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親（以下「児童福祉施設を運営する法人等」という。）が未成年後見人となった場合は対象としない（当該児童福祉施設を運営する法人等について、被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。

② 対象期間

報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象期間は、原則被後見人が20歳に到達する日の前日までとする。なお、児童相談所長は1年に1回以上被後見人、未成年後見人の状況を確認すること。

(ウ) 親族が、監護・養育能力に欠けるため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況にある児童であること。

(4) 報酬補助事業の申請等

① 報酬補助事業の申請者

(3) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人であって、家庭裁判所に報酬の請求を行い、額が決定された者とする。

なお、法第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に未成年後見人の選任の請求を行った児童相談所長は、当該未成年後見人に対し報酬補助の取扱いに関する資料を提供するなど、申請手続の勧奨等に係る取組を行うこと。

② 申請方法

(4) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人は、報酬額決定後、法第33条の8の規定により選任の請求を行った児童相談所を経て、都道府県等に報酬補助の申請を行う。

③ 報酬額

1人あたり年額240,000円（月額上限20,000円×12月）

なお、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合は、被後見人1人あたり年額240,000円（月額上限20,000円×12月）とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額240,000円（月額上限20,000円×12月）とする。

また、報酬額については、家庭裁判所が未成年後見人からの申請を受け、当該年度に決定した報酬額に対して、月額20,000円の範囲内で補助を行う。

(4) 報酬補助事業の申請等

① 報酬補助事業の申請者

(3) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人であって、家庭裁判所に報酬の請求を行い、額が決定された者とする。

なお、法第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に未成年後見人の選任の請求を行った児童相談所長は、当該未成年後見人に対し報酬補助の取扱いに関する資料を提供するなど、申請手続の勧奨等に係る取組を行うこと。

② 申請方法

(4) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人は、報酬額決定後、法第33条の8の規定により選任の請求を行った児童相談所を経て、都道府県等に報酬補助の申請を行う。

③ 報酬額

1人あたり年額240,000円（月額上限20,000円×12月）

なお、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合は、被後見人1人あたり年額240,000円（月額上限20,000円×12月）とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額240,000円（月額上限20,000円×12月）とする。

また、報酬額については、家庭裁判所が未成年後見人からの申請を受け、当該年度に決定した報酬額に対して、月額20,000円の範囲内で補助を行う。

新	旧
<p>④ その他 本要綱に定める他、詳細は各都道府県等が定めるものとする。</p> <p>(5) 損害賠償保険料補助事業の加入申請等 ① 損害賠償保険料補助事業の加入申請者 都道府県等が(3)①に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険を日本社会福祉士会に対し、加入申請を行う。なお、加入申請に必要な事項は日本社会福祉士会において別に定めるものとする。</p> <p>② 損害賠償保険料 未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料 ア 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり年額5,210円 イ 被後見人の傷害保険 1人あたり年額6,190円 なお、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合の賠償責任保険は、被後見人1人あたり年額5,210円とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額5,210円とする。 また、損害賠償保険の加入が年度途中の場合には、加入する月により、保険料が変更となる。詳細については、日本社会福祉士会において別に定めるものとする。</p> <p>③ 損害賠償保険の補償限度額 1事故あたりの補償限度額は、次に掲げるものとする。 ア 未成年後見人業務の補償限度額 (ア) 対人事故 1億円(免責金額 1,000円) (イ) 対物事故 1億円(免責金額 10,000円)</p>	<p>④ その他 本要綱に定める他、詳細は各都道府県等が定めるものとする。</p> <p>(5) 損害賠償保険料補助事業の加入申請等 ① 損害賠償保険料補助事業の加入申請者 都道府県等が(3)①に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険を日本社会福祉士会に対し、加入申請を行う。なお、加入申請に必要な事項は日本社会福祉士会において別に定めるものとする。</p> <p>② 損害賠償保険料 未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料 ア 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり年額5,210円 イ 被後見人の傷害保険 1人あたり年額6,190円 なお、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合の賠償責任保険は、被後見人1人あたり年額5,210円とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額5,210円とする。 また、損害賠償保険の加入が年度途中の場合には、加入する月により、保険料が変更となる。詳細については、日本社会福祉士会において別に定めるものとする。</p> <p>③ 損害賠償保険の補償限度額 1事故あたりの補償限度額は、次に掲げるものとする。 ア 未成年後見人業務の補償限度額 (ア) 対人事故 1億円(免責金額 1,000円) (イ) 対物事故 1億円(免責金額 10,000円)</p>

新	旧
<p>(ウ) 純粋経済損害 200万円 (免責金額 10,000円)</p> <p>(エ) 人格権侵害 200万円 (免責金額 10,000円)</p> <p>イ 被後見人の補償限度額</p> <p>(ア) 後遺障害 300万円</p> <p>(イ) 入院 1日につき1,000円</p> <p>(ウ) 通院 1日につき500円</p> <p>(エ) 日常賠償責任 1億円 (免責金額 1,000円)</p> <p>④ その他        児童養護施設等を退所した子ども等に対する就職やアパ        ート等を賃借する際、施設長等が身元保証人となった場合        の損害保険契約については、別途本職通知「身元保証人確        保対策事業の実施について」に定める『身元保証人確保対策        事業』を活用すること。</p> <p>1 2 児童の安全確認等のための体制強化事業</p> <p>(1) 趣旨        児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件        数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児        童虐待の通告を受けた際の子どもの安全確認等の体制を強化        することを目的とする。</p> <p>(2) 事業内容        次のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。</p> <p>① 安全確認対応職員        児童虐待の通告のあった子どもについて、目視による安全        確認の補助を行う。</p> <p>② 事務処理対応職員        児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の</p>	<p>(ウ) 純粋経済損害 200万円 (免責金額 10,000円)</p> <p>(エ) 人格権侵害 200万円 (免責金額 10,000円)</p> <p>イ 被後見人の補償限度額</p> <p>(ア) 後遺障害 300万円</p> <p>(イ) 入院 1日につき1,000円</p> <p>(ウ) 通院 1日につき500円</p> <p>(エ) 日常賠償責任 1億円 (免責金額 1,000円)</p> <p>④ その他        児童養護施設等を退所した子ども等に対する就職やアパ        ート等を賃借する際、施設長等が身元保証人となった場合        の損害保険契約については、別途本職通知「身元保証人確        保対策事業の実施について」に定める『身元保証人確保対策        事業』を活用すること。</p> <p>1 2 児童の安全確認等のための体制強化事業</p> <p>(1) 趣旨        児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件        数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児        童虐待の通告を受けた際の子どもの安全確認等の体制を強化        することを目的とする。</p> <p>(2) 事業内容        次のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。</p> <p>① 安全確認対応職員        児童虐待の通告のあった子どもについて、目視による安全        確認の補助を行う。</p> <p>② 事務処理対応職員        児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の</p>

新	旧
<p>受付等の業務を行う。</p> <p>(3) 実施方法            安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に配置する。特に、児童虐待の通告のあった子どもについての安全確認や調査等の初期対応を強化する観点から、複数名の安全確認対応職員を配置することが求められる。</p> <p>(4) 留意事項            ① 安全確認等対応職員については、警察官OB等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。            ② 子どもの安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要があることから、安全確認対応職員は、可能な限り、年間を通じて週 28 時間程度の勤務とすることが望ましいが、短時間勤務の複数の非常勤職員を任用するなどして対応しても差し支えない。</p> <p>1 3 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業</p> <p>(1) 趣旨            要保護児童や要支援児童、特定妊婦への迅速かつ適切な支援・保護のためには、要保護児童対策地域協議会のもとで、関係機関が支援を必要とする子ども等に関する最新の情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことが不可欠であることから、電子的情報共有システムの構築を試行的に実施するものである。</p> <p>(2) 事業内容            要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての要保護児童等に関する情報について、セキュリティに配慮しながら関係者が常に更新、検索できるシステムを構築する（改修を含む）。</p> <p>(3) 実施方法</p>	<p>受付等の業務を行う。</p> <p>(3) 実施方法            安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に配置する。特に、児童虐待の通告のあった子どもについての安全確認や調査等の初期対応を強化する観点から、複数名の安全確認対応職員を配置することが求められる。</p> <p>(4) 留意事項            ① 安全確認等対応職員については、警察官OB等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。            ② 子どもの安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要があることから、安全確認対応職員は、可能な限り、年間を通じて週 28 時間程度の勤務とすることが望ましいが、短時間勤務の複数の非常勤職員を任用するなどして対応しても差し支えない。</p> <p>1 3 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業</p> <p>(1) 趣旨            要保護児童や要支援児童、特定妊婦への迅速かつ適切な支援・保護のためには、要保護児童対策地域協議会のもとで、関係機関が支援を必要とする子ども等に関する最新の情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことが不可欠であることから、電子的情報共有システムの構築を試行的に実施するものである。</p> <p>(2) 事業内容            要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての要保護児童等に関する情報について、セキュリティに配慮しながら関係者が常に更新、検索できるシステムを構築する（改修を含む）。</p> <p>(3) 実施方法</p>

システムについては、調整機関が中心となり、母子保健や児童福祉等の各関係部門の情報を集約できるものとする。  
また、調整機関は各関係部門から入手した情報を整理し、関係機関へ提供することにより、要保護児童対策地域協議会の関係機関が最新の情報を共有できる体制を整備する。

(4) 留意事項

本事業は、システムにより情報を集約するため、個人情報保護に関する規定に十分留意し、例えば、情報の提供はすべての部門から行うが、情報を閲覧できるのは調整機関のみとするなど工夫して取り組むこと。

1.4 児童虐待防止のための広報啓発等事業

(1) 趣旨

児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、各都道府県等において、児童虐待防止のための広報啓発等事業を実施することにより、地域住民や子ども福祉に関わる者の児童虐待に関する意識の向上を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 地域における児童虐待の通告先等の児童虐待に関する情報提供など、地域住民等の児童虐待に関する意識の向上を図るための広報啓発事業。
- ② 広く地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
- ③ 児童相談所において通告・相談を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業。

システムについては、調整機関が中心となり、母子保健や児童福祉等の各関係部門の情報を集約できるものとする。  
また、調整機関は各関係部門から入手した情報を整理し、関係機関へ提供することにより、要保護児童対策地域協議会の関係機関が最新の情報を共有できる体制を整備する。

(4) 留意事項

本事業は、システムにより情報を集約するため、個人情報保護に関する規定に十分留意し、例えば、情報の提供はすべての部門から行うが、情報を閲覧できるのは調整機関のみとするなど工夫して取り組むこと。

1.4 児童虐待防止のための広報啓発等事業

(1) 趣旨

児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、各都道府県等において、児童虐待防止のための広報啓発等事業を実施することにより、地域住民や子ども福祉に関わる者の児童虐待に関する意識の向上を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 地域における児童虐待の通告先等の児童虐待に関する情報提供など、地域住民等の児童虐待に関する意識の向上を図るための広報啓発事業。
- ② 広く地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
- ③ 児童相談所において通告・相談を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業。

<p>1.5 虐待・思春期問題情報研修センター事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>虐待・思春期問題情報研修センター（以下「研修センター」という。）は、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。</p> <p>(2) 研修センターの運営主体</p> <p>横浜市が所管する社会福祉法人横浜博萌会とする。</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>① インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題（以下「虐待問題等」という。）に関する情報の収集・提供</p> <p>② 児童相談所などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談</p> <p>③ 児童虐待対応機関職員等を対象とした研修の実施</p> <p>④ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究</p> <p>⑤ その他、必要と認められる事業</p> <p>(4) 運営方法</p> <p>① 研修センターには、事業を統括する者をはじめとする事業の運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待問題や児童福祉に関する知識を有する職員を配置するものとする。</p> <p>② 研修センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、横浜市、虐待問題等対応機関関係者、研究者等から構成される運営委員会を設置し、研修センターの事</p>	<p>1.5 虐待・思春期問題情報研修センター事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>虐待・思春期問題情報研修センター（以下「研修センター」という。）は、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。</p> <p>(2) 研修センターの運営主体</p> <p>横浜市が所管する社会福祉法人横浜博萌会とする。</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>① インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題（以下「虐待問題等」という。）に関する情報の収集・提供</p> <p>② 児童相談所などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談</p> <p>③ 児童虐待対応機関職員等を対象とした研修の実施</p> <p>④ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究</p> <p>⑤ その他、必要と認められる事業</p> <p>(4) 運営方法</p> <p>① 研修センターには、事業を統括する者をはじめとする事業の運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待問題や児童福祉に関する知識を有する職員を配置するものとする。</p> <p>② 研修センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、横浜市、虐待問題等対応機関関係者、研究者等から構成される運営委員会を設置し、研修センターの事</p>	<p>1.5 虐待・思春期問題情報研修センター事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>虐待・思春期問題情報研修センター（以下「研修センター」という。）は、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。</p> <p>(2) 研修センターの運営主体</p> <p>横浜市が所管する社会福祉法人横浜博萌会とする。</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>① インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題（以下「虐待問題等」という。）に関する情報の収集・提供</p> <p>② 児童相談所などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談</p> <p>③ 児童虐待対応機関職員等を対象とした研修の実施</p> <p>④ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究</p> <p>⑤ その他、必要と認められる事業</p> <p>(4) 運営方法</p> <p>① 研修センターには、事業を統括する者をはじめとする事業の運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待問題や児童福祉に関する知識を有する職員を配置するものとする。</p> <p>② 研修センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、横浜市、虐待問題等対応機関関係者、研究者等から構成される運営委員会を設置し、研修センターの事</p>
--	--	--

新	旧
<p>業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこととする。</p> <p>第4 国の助成 国は、都道府県等又は市町村がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこととする。</p> <p>第4 国の助成 国は、都道府県等又は市町村がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

改正後全文

雇児発 0529 第 32 号  
平成 26 年 5 月 29 日  
雇児発 0521 第 10 号  
平成 27 年 5 月 21 日  
雇児発 0324 第 1 号  
平成 28 年 3 月 24 日  
雇児発 0403 第 3 号  
平成 29 年 4 月 3 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

乳児家庭全戸訪問事業の実施について

標記については、今般、別紙の通り「乳児家庭全戸訪問事業」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱

### 1 事業の目的

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第4項に規定される事業)

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭(里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。)を訪問し、以下の支援を行う。

- (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- (4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

### 4 実施方法

#### (1) 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合も本事業の対象とする。この場合にあっても、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

#### (2) 訪問者

保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、民生・児童委員(主任児童委員)、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えないものとする。

#### (3) 研修

訪問者に対して必ず事前に研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっ

ては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報 の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

#### **(4) ケース対応会議**

訪問実施後の結果により、支援が必要と判断された家庭に対し、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけるものとする。

#### **(5) 新生児訪問指導等と併せて実施する場合の留意点**

児童福祉法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、「3」で定める本事業の支援の内容を満たす必要があるため、十分に留意すること。

#### **(6) 実施計画の作成**

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策を検討し、実効的な計画とすること。

### **5 留意事項**

本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。

### **6 費用**

市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、費用の算定に当たっては、乳児家庭全戸訪問事業において実施した家庭訪問件数を算定の基礎とする。

改正後全文

雇児発 0529 第 33 号  
平成 26 年 5 月 29 日  
雇児発 0521 第 11 号  
平成 27 年 5 月 21 日  
雇児発 0324 第 2 号  
平成 28 年 3 月 24 日  
雇児発 0403 第 4 号  
平成 29 年 4 月 3 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

養育支援訪問事業の実施について

標記については、今般、別紙の通り「養育支援訪問事業」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 養育支援訪問事業実施要綱

### 1 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定される事業。)

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

### 4 実施方法

#### (1) 支援の対象

本事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような状態にある家庭(里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。)を対象とする。

- ア 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。
- イ 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- ウ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。
- エ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。
- オ 公的な支援につながない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭。
- カ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

## （2） 訪問支援者

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

## （3） 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず事前に研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

## （4） 支援内容の決定方法

本事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

なお、中核機関は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

## 5 留意事項

- (1) 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等、または妊婦への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 平成 29 年改正では、様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施できるよう、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭、公的な支援につながりを持たない家庭を本事業の対象として明確化したところである。

こうした対象家庭への支援には、家庭訪問型子育て支援を実施している民間団体等を活用して、育児・家事援助に重点を置いた必要な支援の提供に努められたい。

## 6 費用

市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

改正後全文

雇児発 0529 第 34 号  
平成 26 年 5 月 29 日  
雇児発 0521 第 12 号  
平成 27 年 5 月 21 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について

標記について、今般、別紙の通り「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別 紙)

## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱

### 1 事業の目的

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

### 3 事業の内容

調整機関に職員（非常勤職員等を含む。以下「調整機関職員」という。）を配置し、次の（１）から（５）のいずれかを実施すること。

なお、調整機関職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

#### (1) 調整機関職員の専門性強化

調整機関職員の専門性向上のため、次の①及び②のいずれか又は両方の取組を行う。

##### ① 調整機関職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」を受講させる。

ア 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）

イ 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(都道府県が実施する「児

童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

② 機関職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

ア 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修

イ 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

(2) 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の①及び②のいずれか又は両方の取組を行う。

① インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

② ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

(3) 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

(4) 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組

地域ネットワークと訪問事業等との連携を図るため、次の①又は①及び②の取組を行う。

① 地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家

庭に対して、地域ネットワークが訪問者と協力して支援を行う取組。

- ② 地域ネットワークの調整機関として子どもや家庭の状況等を把握し、支援機関を選定する際の判断をより円滑に行うための家庭等への訪問による情報収集を行う取組や、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業等との連携により、要支援事例についての役割分担や、支援対象者が地域ネットワークによるケース管理に移行する場合に必要な相互の調整等を図る取組。

(5) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動をはじめ、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組や、マニュアル、援助事例集、又は地域で連携して行う子育て支援や児童虐待防止に関する情報を掲載した資料等を作成・配布し、周知を図る取組。

## 5 費用

市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。